

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、後期高齢者医療に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和5年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>芦屋市が行う後期高齢者医療に関する事務は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げるものである。</p> <p>(1)広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付 (2)広域連合条例第18条の保険料の額に係る通知書の引渡し (3)広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付 (4)広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (5)広域連合条例第20条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付 (6)広域連合条例第20条第2項の保険料の減免の申請に対する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (7)広域連合条例第21条本文の申告書の提出の受付 (8)前各号に掲げる事務に付随する事務</p> <p>以上の事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高確法」という。)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等にかかる事実についての審査又は応答に関する事務 (2)高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者の資格管理に関する事務 (3)後期高齢者医療給付に関する事務 (4)一時差止めに関する事務 (5)保険料の賦課に関する事務、徴収及び滞納管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療事務支援システム 収納消込/滞納管理システム 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム) 団体内統合利用番号連携サーバ 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条第3項 別表第2の3の項 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則 第3条 別表第2の3の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2の80, 82, 83の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民室保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号659-8501 芦屋市役所 総務部総務室総務課 文書統計係 住所: 兵庫県芦屋市精道町7番6号 電話: 0797-38-2010 ファクス: 0797-38-8691
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号659-8501 芦屋市役所 市民生活部市民室保険課 後期高齢者医療係 住所: 兵庫県芦屋市精道町7番6号 電話: 0797-38-2037 ファクス: 0797-38-2158

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	阪元 靖司	越智 恭宏	事後	重要な変更には該当しない、人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. (省略) 2. (省略)	1. (省略) 2. (省略) 3. 芦屋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条第3項 別表第2の3の項 4. 芦屋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則 第3条 別表第2の3の項	事後	重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	越智 恭宏	保険課長	事後	重要な変更には該当しない、様式変更に伴う修正
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点 平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点 平成31年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	重要な変更には該当しない、様式変更に伴う追加
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・停止・利用停止請求 請求先	(省略) 電話:0797-38-2010 ファクス:0797-38-8691 E-mail:bunsyotoukei@city.ashiya.lg.jp	(省略) 電話:0797-38-2010 ファクス:0797-38-8691	事後	重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	(省略) 電話:0797-38-2037 ファクス:0797-38-2158 E-mail:ashiya_kouki@city.ashiya.lg.jp	(省略) 電話:0797-38-2037 ファクス:0797-38-2158	事後	重要な変更には該当しない
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ① ②	① 実施しない ②	① 実施する ② 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2の80、82、83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条	事後	重要な変更には該当しない
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点 平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点 令和2年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和2年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 十分である	事後	重要な変更には該当しない
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点 令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点 令和3年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和3年9月1日	I -4-②法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2の80、82、83の項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2の80、82、83の項	事前	法改正に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点 令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点 令和4年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(5)保険料の賦課に関する事務	(5)保険料の賦課に関する事務、徴収及び滞納管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)	事前	公的受取口座を活用した公金給付に関する事務の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1～4. (省略)	1～4. (省略) 5. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	公的受取口座を活用した公金給付に関する事務の追加に伴う変更
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1～2. (省略)	1～2. (省略) 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	公的受取口座を活用した公金給付に関する事務の追加に伴う変更
令和5年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)給付ファイル (4)収滞納ファイル (5)宛名ファイル	後期高齢者医療ファイル	事後	重要な変更には該当しない
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部保険課	市民生活部市民室保険課	事後	重要な変更には該当しない
令和5年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	芦屋市役所 総務部 文書法制課 文書統計係	芦屋市役所 総務部総務室総務課 文書統計係	事後	重要な変更には該当しない
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	芦屋市役所 市民生活部 保険課 後期高齢者医療係	芦屋市役所 市民生活部市民室保険課 後期高齢者医療係	事後	重要な変更には該当しない
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点 令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点 令和5年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない